

「交際費等の是非認分岐点」

□現行交際費課税制度の概要

法人が支出した交際費等

企業会計上 → 全額が費用

税法上 → 全額が損金不算入（原則）

（例外）資本金が1億円以下の中小法人についてのみ一定の定額控除限度額を設けている。

≪措法第61条の4≫

（イ）期末の資本（又は出資）の金額が、1億円以下の法人

→ 定額控除限度額 年600万円

① $600 \text{万} \times \text{事業年度の月数} / 12$ に達するまでの金額の10%相当額

② $600 \text{万} \times \text{事業年度の月数} / 12$ を超える場合のその超える金額

①+②の合計額が損金不算入額

（ロ）期末の資本（又は出資）の金額が、1億円を超える法人

→ 全額損金不算入

□税法における「交際費等」の範囲

交際費等とは、「交際費、接待費、機密費、その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの」をいう。従って、次に掲げる費用は交際費等から除くこととされている。

- もっぱら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のため通常要する費用→福利厚生費
- カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用→広告宣伝費
- 会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用→会議費
- 新聞、雑誌等の出版物または放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、または放送のための取材に通常要する費用→取材費等

□各勘定科目と交際費

● 福利厚生費と交際費

(福利厚生費等と交際費等の区分)

社内の行事に際して支出される金額等で次のようなものは交際費等に含まれないものとする。

- ① 創立記念日、国民祝日、新社屋落成式等に際し従業員におおむね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用
- ② 従業員（従業員であった者を含む）又はその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用
- ③ 専ら従業員厚生費の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用（措通 61 の 4 (1) -10)

● 渡切交際費と交際費

(渡切交際費の処理のポイント)

渡切交際費とは、役員又は使用人に交際費等法人の業務のために使用する目的で金銭の支出をしたにもかかわらず、その使途、使用金額について精算のなされていないものをいう。→給与扱い

● ゴルフクラブの費用と交際費

(ゴルフクラブの費用の処理のポイント)

ゴルフクラブに対し支払った会費、ゴルフ場の入場料、施設の利用料その他ゴルフを行うために要した費用は、原則として交際費となるが、次の費用については注意が必要である。

《入会金》

(イ) 法人会員として入会した場合

① 記名式の法人会員

(イ) 名義人たる役員等が専ら個人的に利用する時→給与（賞与）

(ロ) その他の場合→ 資産計上

② 無記名式の法人会員の場合→資産計上

(ロ) 個人会員として入会した場合

② 無記名式の法人会員制度がない場合

(イ) 業務上必要と認められるとき→資産計上

(ロ) その他の場合→役員又は使用人に対する給与（賞与）

② 無記名式の法人会員制度がある場合→給与（賞与）

《年会費、年決めロッカー料等の取扱い》

(イ) 入会金が資産計上されている場合→交際費等

(ロ) 入会金が役員又は使用人の給与とされている場合→その者に対する給与(賞与)

《プレー費》

法人の業務の遂行上必要なものである場合→交際費等

その他の場合→プレーヤーに対する給与

《名義書換料》

(イ) 会員権を他から購入した場合→自社名に変更する場合には、その名義書換料を購入対価に含めて資産計上する。

(ロ) 会員権の登録名義人の変更の場合

すでに法人が資産として計上している会員権については、その名義人たる役員又は使用人の名義を変更するためのものである場合には資産計上せず、その支出時の交際費等として取り扱う。

● 会議費と交際費

(会議費の処理のポイント)

一般に会社が会議を行う場合、原則として社内に限られるが、社内に会議場がないなどの理由により、ホテル、料亭の会議室を借りて会議を行うことがある。この場合、そこで飲食物を供したとしても、そのことだけで交際費とされることはない。ポイントとなるのは、会議の実体、賃借することの合理的な理由、そして、最も重要なのは供した飲食物の程度によって会議費か交際費かが決められることになる。

①一人あたり 5,000 円以下のもの→交際費等の範囲から除外

②「会議には、来客との商談、打合せ等が含まれる。」(措通 61 の 4 (1) -21)

● 同業者団体への会費と交際費

(会費の処理のポイント)

法人が同業者団体へ支出する会費については、①通常会費(同業者団体がその構成員のために行う通常の業務運営のために経常的に支出する会費)と ②特別会費に分けられる。

① 通常会費・・・原則として法人の支出した事業年度において損金の額に算入される。

② 特別会費・・・色々な支出の目的に応じて、負担した法人の税務上の処理が異なるので留意しなければならない。

(イ) 会館その他特別な施設の取得または改良・・・繰延資産

(ロ) 会員相互の共済・・・預け金(資産計上)

(ハ) 会員相互または業界の関係先との懇親・・・交際費等

(ニ) 政治献金その他の寄付・・・寄付金

※これはあくまでご参考資料であり、詳しくは御自身でご確認下さい。